

紀の川市空家バンク登録承諾書

（宛先）紀の川市長

空家情報の登録にあたって、紀の川市空家バンク実施要綱に定める趣旨等を理解した上で次の事項に承諾します。

- 1 紀の川市空家バンク登録申込書（以下「申込書」という。）に記載した事項について、次のとおり公開すること。
 - （1）申込書に記載した事項について、所有者等が特定されるもの及び空家の詳細な位置等の情報を除いて、空家情報としてインターネット等を利用して公開する。
 - （2）申込書に記載した全ての事項は、この制度の利用希望者に提供する。
- 2 空家バンク運営に係る事務の全部又は一部の処理を委託している場合、当該委託業者に対し、登録内容に関する情報を提供すること。
- 3 空家バンクの利用により知り得た個人情報等を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために、取得、収集、作成及び利用しないこと。また、個人情報を紛失することがないように適切に管理すること。
- 4 利用登録者との交渉並びに売買及び賃貸借契約は、当事者間の責任において行うものとし、市には責任を追及しないこと。
- 5 交渉並びに売買及び賃貸借契約に関する疑義、紛争等は、当事者間で解決するものとし、市には責任を追及しないこと。
- 6 市が、空家等の情報確認のため、登記情報及び市の固定資産税情報を確認すること。
- 7 市が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者であるか否かを確認するために関係機関の意見を聴くこと。

年 月 日
住所

氏名